

理研に雇用されていない方が実験する場合の放射線業務従事者への登録について

- 1) 受け入れ研究室を通じて、理研の客員研究員または研修生の身分を得てください。
- 2) 所属する機関で放射線業務従事者に認定されている場合は 3.1) へ、それ以外は 4.1) へ。
- 3.1) 「放射線業務従事等承認申請書」の所属長、担当職員の欄以外の箇所に記入し、受け入れ研究室に送ってください。
- 3.2) 受け入れ研究室は「放射線業務従事等承認申請書」の所属長、担当職員の欄に記入し、安全管理課に提出します。
- 3.3) 安全管理課において約1時間の講習を受けてください（要予約）。後で個人被ばく線量計が受け入れ研究室に送られてきます。急ぐ場合は予約時にその旨を伝え、講習終了時に個人被ばく線量計が交付されるように依頼してください。 → 5) へ
- 4.1) 所属する機関において放射線業務従事者としての管理を受けることが可能な場合は、そこで登録された後、 3.1) に進んでください。それ以外の方で、放射線作業に従事するのがもっぱら理研の場合は 4.2) に進んでください。理研以外での放射線作業が主の方は、主に作業をする機関において登録を受けた後、 3.1) に進んでください。
- 4.2) 「放射線業務従事等承認申請書」の所属長、担当職員の欄以外の箇所に記入し、受け入れ研究室に送ってください。あなたが以前いずれかの機関において放射線業務従事者として登録されていた場合は、その機関から「放射線業務等従事証明書」に証明を受け、同じく受け入れ研究室に送ってください。
- 4.3) 受け入れ研究室は「放射線業務従事等承認申請書」を作成し、安全管理課に提出します。
- 4.4) 安全管理課が年4回開催する講習会を受けてください。日本語が理解できない方の場合は、予約をして、安全管理課から英語の講習を受けてください。
- 4.5) 案内に従って、健康管理室において健康診断を受けてください。
- 4.6) 安全管理課から個人被ばく線量計が受け入れ研究室に送られてきます。（健康診断から最低1週間必要です。）
- 5) 放射線保安責任者の講習を受けてください（要予約）。その際、個人被ばく線量計と「仁科記念棟管理区域群出入者登録依頼書」を提出してください。（放射線管理区域に実験のために入ることが可能になります。）
- 6) 年度を越えて実験を継続するためには、毎年2月頃、氏名、生年月日、自筆署名や「派遣元承諾・証明欄」などを記入した「放射線業務従事等承認申請書」を受け入れ研究室に送り、完成させた書類を安全管理課に提出してもらう必要があります。